平成２６年（フ）第６３号
京都府京丹後市峰山町荒山1595番地
債務者　西村　夕子
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２７年（フ）第２号
京都府与謝郡伊根町字本庄浜280番地１　本庄宇治団地Ａ棟３号、前住所京都府与謝郡伊根町字蒲入1253番地の２
債務者　木村　絵美
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２７年（フ）第１８号
長崎県長崎市つつじが丘１丁目８番10号
債務者　吉田　義次
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４０号
大分県日田市大字田島722番地１　グリーンハイツ101号
債務者　池田かつ枝
1　決定年月日時　平成27年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２７年（フ）第１５号
北海道帯広市東１条南18丁目16番地　レジェンド118―102
債務者　吉島　裕子
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第２号
岩手県九戸郡洋野町種市第23地割37番地17
債務者　渡場　靖子
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２７年（フ）第１号
山形県鶴岡市双葉町16番18号
債務者　阿部　真一
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２６年（フ）第９０号
福島市上名倉字粕内10番地
債務者　髙橋　克彦
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第２５号
富山県魚津市仏田2776番地20
債務者　大野　圭三
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２７年（フ）第１１号
山梨県笛吹市石和町唐柏1082番地　エクアール21―Ｂ202、前住所山梨県笛吹市石和町駅前３番地４　グランドエテルナ303
債務者　松井　光栄
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２０２号
長野市青木島町綱島66番地
債務者　ケイエス企画こと　柴原　幸二
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２０３号
長野市青木島町綱島66番地
債務者　柴原　豊子
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２０６号
長野市大字富竹330番地１
債務者　笠井　　修
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１１号
静岡県富士市松岡505番地
債務者　田邉　真己
1　決定年月日時　平成27年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１３号
愛知県稲沢市駅前３丁目16番４号　コンフォート稲沢Ｂ
債務者　下平　敏子
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２号
岡山県津山市沼33番地７
債務者　菊谷　雅文
1　決定年月日時　平成27年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
岡山地方裁判所津山支部